

●妊娠中の職場生活

「早く帰らせてください」と言っても、結局毎日遅くまで残業。疲れた…。



時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限

妊婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。

変形労働時間制がとられる場合にも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。

(労働基準法第66条)

軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

(労働基準法第65条)

危険有害業務の就業制限

一定以上の重量物の取扱い業務、生殖毒性等を有する有害物質が一定濃度以上に発散する場所等における業務^(注)については、妊娠、出産機能等に有害であることから、妊娠の有無、年齢等によらず全ての女性を就業させることは禁止されています。

(注)詳しくは下記パンフレット「女性労働者の母性健康管理のために」のP19～P21を参照下さい。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/pdf/seisaku05i.pdf

(労働基準法第64条の3)

「体が大事だし、何かあったら心配だから、家庭に入ったら」って、しつこく言われても…



「仕事続けます」
ってはっきり言わなくっちゃ!

妊娠・出産・産前産後休業取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

妊娠・出産・産前産後休業を取得したこと、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や、深夜業の免除など労働基準法による母性保護措置を受けたこと、妊娠又は出産に起因する能率低下などを理由とする解雇その他不利益取扱いは禁止されています。

また、妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産・産前産後休業取得等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。

(男女雇用機会均等法第9条)



1日中売り場に立っているのが、だんだん負担になってきた…